

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
北海道	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (北海道電力ネットワーク管内)	電気需給約款 (北海道電力管内)
北海道	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
北海道	2023/4/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である北海道電力ネットワーク株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である北海道電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
北海道	2023/4/1	2	15. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。	15. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。
北海道	2023/4/1	3	16. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	16. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
北海道	2023/4/1	3	24. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31	なし

			日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。	
北海道	2023/4/1	4	26. 平均市場価格算定期間 スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。	なし
北海道	2023/4/1	4	27. 離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1	なし

			日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。	
北海道	2023/4/1	6	<p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額</p>	<p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額</p>
北海道	2023/4/1	7	<p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額</p>	<p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額</p>
北海道	2023/4/1	10	<p>4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法</p> <p>(1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担</p>	<p>4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法</p> <p>(1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担</p>

			<p>するものとしします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日としします。）を振替日としします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものとしします。</p>	<p>するものとしします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日としします。）を振替日としします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。</p>
北海道	2023/4/1	10	<p>5. 支払い遅延の際の措置</p> <p>支払いの義務を有するお客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年 10%の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>5. 支払い遅延の際の措置</p> <p>支払いの義務を有するお客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税相当額を差し引いた金額に対して、年 10%の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。</p>

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
北海道	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1)燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.1946$$

$$\beta = 0.0827$$

$$\gamma = 1.0081$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 89,500 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2)基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	18 銭 8 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	18 銭 3 厘

2. 市場価格調整額

(1)市場価格調整額の算定

① 平均市場価格

- a 1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y=各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値

$$x=0.6760$$

$$y=0.3240$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

- b a によりがたい場合は、調整の基準となる市場価格等を基準として、当社が決定した値といたします。

② 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 23 \text{ 円 } 94 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の調整係数}$$

(2)調整係数

調整係数は、次の通りとします。

調 整 係 数 (高圧)	0.229
調 整 係 数 (特別高圧)	0.223

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1)離島ユニバーサルサービス調整の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円のくらいで四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

a 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300)$$

$$\times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が 119,000 円を上回る場合、

離島平均燃料価格は、119,000 円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 - 79,300)$$

$$\times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	1 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	1 厘

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1.(1).②、2.(1).②および 3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間	燃料費等調整適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金 に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金 に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金 に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日まで の期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの 期間	毎年12月1日から 翌年の2月末日までの 期間	毎年12月1日から 翌年の2月末日までの 期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
北海道	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{ の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

- (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係数	α	0.4699
	β	0.7879
燃料価格	X	37,200円
基準単価 (1キロワット時につ き)	特別高圧	18銭4厘
	高圧	18銭9厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
東北	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (東北電力ネットワーク管内)	電気需給約款 (東北電力管内)
東北	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
東北	2023/4/1	目次	別紙1 燃料費等調整額	別紙1 燃料費調整額
東北	2023/4/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である東北電力ネットワーク株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である東北電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるもの)に限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
東北	2023/4/1	3	18. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。	18. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。
東北	2023/4/1	3	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
東北	2023/4/1	3	27. スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)が公表する翌日取引(卸電力取引所の行務規定に定める翌日取引を言いま	なし

			す。)を行うための卸電力取引市場における省品（卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。）ごとの売買取引における価格（売買取引にかかる電力の受渡しが連系設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。）をいいます。	
東北	2023/4/1	4	28. 平均燃料価格算定期間、離島平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合ならびにスポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。	27. 平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から翌年の1月31日までの期間または12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。
東北	2023/4/1	5	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
東北	2023/4/1	7	(2) 電力量料金	(2) 電力量料金

			<p>電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額</p>	<p>電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。</p> <p>なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額</p>
東北	2023/4/1	9	<p>4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法</p> <p>(1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。</p>	<p>4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法</p> <p>(1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。</p>

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
東北	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0247$$

$$\beta = 0.2573$$

$$\gamma = 0.8912$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 85,400 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき (高圧)	21 銭 3 厘
1 キロワット時につき (特別高圧)	20 銭 6 厘

2. 市場価格調整

(1) 市場価格調整額の算定

① 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X = 各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の全日平均価格

Y = 各平均市場価格算定期間における毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の昼間平均価格

$$x = 0.5332$$

$$y = 0.4668$$

なお、各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均価格および各平均市場価格算定期間のうち毎日8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 21 \text{ 円 } 39 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の市場基準単価}$$

(2) 市場基準単価

市場基準単価は、次の通りとします。

1キロワット時につき（高圧）	14 銭 6 厘
1キロワット時につき（特別高圧）	14 銭 2 厘

3. 離島ユニバーサルサービス調整

(1) 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円

とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合

離島平均燃料価格は119,000円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1キロワット時につき（高圧）	1厘
1キロワット時につき（特別高圧）	1厘

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(1).②、2.(1).②および3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間	燃料費等調整適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの 期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの 期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの 期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期 間	毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期 間	毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期 間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
東北	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2) によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係数	α	0.1152
	β	0.2714
	γ	0.7386
燃料価格	X	31,400 円
基準単価 (1 キロワット時につ き)	特別高圧	20 銭 6 厘
	高圧	21 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
東京	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (東京電力パワーグリッド管内)	電気需給約款 (東京電力パワーグリッド管内)
東京	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
東京	2023/4/1	3	18. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。	18. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。
東京	2023/4/1	3	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
東京	2023/4/1	4	28. スポット市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所(以下「卸電力取引所」といいます。)が公表する翌日取引(卸電力取引所の業務規定に定める翌日取引をいいます。)を行うための卸電力取引市場における商品(卸電力取引所の取引規程に定める商品をいいます。)ごとの売買取引における価格(売買取引に係る電力の受渡しが連携設備の送電容量等による制限を受けるものとしてお客さまの需要場所が属する供給区域において売買取引を行うものに限ります。)をいいます。	なし
東京	2023/4/1	4	29. 平均市場価格算定期間 スポット市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から4月20日までの期間、2月21日から5月20日までの期間、3月21日	なし

			から6月20日までの期間、4月21日から7月20日までの期間、5月21日から8月20日までの期間、6月21日から9月20日までの期間、7月21日から10月20日までの期間、8月21日から11月20日までの期間、9月21日から12月20日までの期間、10月21日から翌年の1月20日までの期間、11月21日から翌年の2月20日までの期間または12月21日から翌年の3月20日までの期間をいいます。	
東京	2023/4/1	6	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
東京	2023/4/1	7	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
東京	2023/4/1	10	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法

			<p>(1) 当社はその1月における電気料金を計量日の前日が属する月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。</p>	<p>(1) 当社はその1月における電気料金を計量日の前日が属する月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。</p>
東京	2023/4/1	10	<p>5. 支払い遅延の際の措置</p> <p>支払いの義務を有するお客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税等相当額を差し引いた金額に対して、年10%の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。</p>	<p>5. 支払い遅延の際の措置</p> <p>支払いの義務を有するお客さまが電気料金を支払期日までに支払わない場合には、当社は、支払期日の翌日から起算して支払いの履行日に至るまで、請求料金から、消費税等相当額、再生可能エネルギー発電促進賦課金およびその消費税相当額を差し引いた金額に対して、年10%の延滞利息をお客さまから申し受けます。この延滞利息は、お客さまが延滞利息算定の対象となる電気料金を支払われた直後に支払い義務が発生する電気料金とあわせて支払っていただきます。</p>
東京	2023/4/1	19	<p>削除</p>	<p>附則</p> <p>本約款は、平成29年8月1日から実施します。なお、本約款のうち、別紙1の1.(3)および別紙2の3.については、平成29年1月2日に遡って適用します。</p>

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
東京	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料価格調整単価の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0033$$

$$\beta = 0.4001$$

$$\gamma = 0.6241$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	15 銭 0 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	14 銭 5 厘

(3) 燃料価格調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 64,900 \text{ 円}) \times (2). \text{の基準単価} / 1,000$$

2. 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、スポット市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1 銭とし、その端数、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間におけるスポット市場価格の平均値

Y=各平均市場価格算定期間のうち毎日午前 8 時から午後 4 時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は 1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$x=0.6566$$

$$y=0.3434$$

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、平均市場価格が 1 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	33 銭 7 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	32 銭 8 厘

(3) 市場価格調整単価

市場価格調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 17 \text{ 円 } 44 \text{ 銭}) \times (2) \text{ の基準市場単価}$$

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に 1. (3) および 2. (3) によって算定された燃料価格調整単価および市場価格調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

なお、燃料費等調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料価格調整単価} + \text{市場価格調整単価})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月21日から 4月20日までの期間	その年の6月の料金に 係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月21日から 5月20日までの期間	その年の7月の料金に 係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月21日から 6月20日までの期間	その年の8月の料金に 係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月21日から 7月20日までの期間	その年の9月の料金に 係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月21日から 8月20日までの期間	その年の10月の料金に 係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月21日から 9月20日までの期間	その年の11月の料金に 係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月21日から 10月20日までの期間	その年の12月の料金に 係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月21日から 11月20日までの期間	翌年の1月の料金に 係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月21日から 12月20日までの期間	翌年の2月の料金に 係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月21日から 翌年の1月20日までの期間	翌年の3月の料金に 係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の11月21日から 翌年の2月20日までの期間	翌年の4月の料金に 係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の12月21日から 翌年の3月20日までの期間	翌年の5月の料金に 係る計量期間等

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
東京	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

ただし、計量日が毎月初日のお客様については、以下の各月の計量日はその月の翌月の初日といたします。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 5 月の計量日から 6 月の計量日の前日までの期間

毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 6 月の計量日から 7 月の計量日の前日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 7 月の計量日から 8 月の計量日の前日までの期間
毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 8 月の計量日から 9 月の計量日の前日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 9 月の計量日から 10 月の計量日の前日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 10 月の計量日から 11 月の計量日の前日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 11 月の計量日から 12 月の計量日の前日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 12 月の計量日から 1 月の計量日の前日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 1 月の計量日から 2 月の計量日の前日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 2 月の計量日から 3 月の計量日の前日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 3 月の計量日から 4 月の計量日の前日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 4 月の計量日から 5 月の計量日の前日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係数	α	0.1970
	β	0.4435
	γ	0.2512
燃料価格	X	44,200 円
基準単価 (1 キロワット時につ き)	特別高圧	22 銭 1 厘
	高圧	22 銭 4 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
中部	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (中部電力パワーグリッド管内)	電気需給約款 (中部電力管内)
中部	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
中部	2023/4/1	目次	別紙1 燃料費等調整額	別紙1 燃料費調整額
中部	2023/4/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である中部電力パワーグリッド株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である中部電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるもの)に限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
中部	2023/4/1	3	18. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。	18. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。
中部	2023/4/1	3	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
中部	2023/4/1	4	28. 約定単価 (1) 一般社団法人日本卸電力取引所から公表される翌日取引(以下「スポット市場取引」といいます。)における30分ごとのエリアプライス(一般社団法人	なし

			<p>人日本卸電力取引所が定める取引規程第28条第1項第2号所定のエリア毎の約定価格)で、中部エリアにおけるものをいいます。</p> <p>(2) (1)にかかわらず、30分ごとにおけるスポット市場取引の取引結果において、以下の事情によってエリアプライスが公表されない時間帯がある場合には、中部エリアの当該時間帯のインバランス単価を「約定単価」といたします。</p> <p>(a) 商い不成立の場合</p> <p>(b) 一般社団法人日本卸電力取引所が閉鎖した場合</p> <p>(c) その他取引上における措置により取引結果が反映されない場合等</p> <p>(3) (1)および(2)にかかわらず、中部エリアのエリアプライスおよびインバランス単価のいずれも公表されない時間帯がある場合には、当社が定めた単価を「約定単価」とします。</p>	
中部	2023/4/1	4	<p>29. 平均市場価格算定期間</p> <p>約定単価に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月1日から3月31日までの期間、2月1日から4月30日までの期間、3月1日から5月31日までの期間、4月1日から6月30日までの期間、5月1日から7月31日までの期間、6月1日から8月31日までの期間、7月1日から9月30日までの期間、8月1日から10月31日までの期間、9月1日から11月30日までの期間、10月1日から12月31日までの期間、11月1日から1月31日までの期間、12月1日から翌年の2月末日までの期間をいいます。</p>	なし
中部	2023/4/1	6	<p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価な</p>	<p>(2) 電力量料金</p> <p>電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃</p>

			らびに燃料費調整額等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
中部	2023/4/1	7	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
中部	2023/4/1	10	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたしま

		替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。	す。
--	--	--	----

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
中部	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.4381$$

$$\beta = 0.5545$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、以下の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	19 銭 6 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	19 銭 3 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 42,000 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

2. 卸市場単価の算定

(1) 平均市場価格

1 キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均燃料価格算定期間における 6 時から 18 時までの約

定単価の単純平均といたします。

なお、平均市場価格の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 卸市場単価

1キロワット時当たりの卸市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値といたします。

なお、卸市場単価の単位は1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{卸市場単価} = (\text{平均市場価格} - 19 \text{円} 37 \text{銭}) \times (3) \text{の卸市場率}$$

(3) 卸市場率

高圧における卸市場率は、9.0パーセントを基準に、高圧で供給する場合の損失率（3.8パーセントとします。）および消費税率を加味したものとし、10.3パーセントといたします。

特別高圧における卸市場率は、9.0パーセントを基準に、特別高圧で供給する場合の損失率（2.4パーセント）および消費税率を加味したものとし、10.1パーセントといたします。

3. 燃料費等調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)および2. (2)によって算定された燃料費調整単価および卸市場単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{卸市場単価})$$

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る 計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る 計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る 計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る 計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る 計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る 計量期間等

毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る 計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る 計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る 計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る 計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る 計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の料金に係る 計量期間等

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
中部	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間

毎年 4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間	その年の 9 月 1 日から 9 月 30 日までの期間
毎年 5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間	その年の 10 月 1 日から 10 月 31 日までの期間
毎年 6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間	その年の 11 月 1 日から 11 月 30 日までの期間
毎年 7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間	その年の 12 月 1 日から 12 月 31 日までの期間
毎年 8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間	翌年の 1 月 1 日から 1 月 31 日までの期間
毎年 9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間	翌年の 2 月 1 日から 2 月末日までの期間
毎年 10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間	翌年の 3 月 1 日から 3 月 31 日までの期間
毎年 11 月 1 日から 翌年の 1 月 31 日までの期間	翌年の 4 月 1 日から 4 月 30 日までの期間
毎年 12 月 1 日から 翌年の 2 月末日までの期間	翌年の 5 月 1 日から 5 月 31 日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係数	α	0.0275
	β	0.4792
	γ	0.4275
燃料価格	X	45,900 円
基準単価 (1 キロワット時につき)	特別高圧	22 銭 0 厘
	高圧	22 銭 3 厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
北陸	2023/4/1	表紙	電 気 需 給 約 款 (高圧・特別高圧) (北陸電力送配電管内)	電 気 需 給 約 款 (北陸電力管内)
北陸	2023/4/1	表紙	2023 年 4 月 1 日実施	2020 年 6 月 1 日実施
北陸	2023/4/1	目次	別紙 1 燃料費等調整額	別紙 1 燃料費調整額
北陸	2023/4/1	1	第 1 条 適用 1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である中部電力送配電株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第 1 条 適用 1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である北陸電力株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるもの）に限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
北陸	2023/4/1	3	18. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙 1 に記載の方法により算出された値をいいます。	18. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙 1 に記載の方法により算出された値をいいます。
北陸	2023/4/1	3	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるものをいいます。	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいい、別紙 2 に定めるものをいいます。
北陸	2023/4/1	4	28. 北陸エリアプライス 一般社団法人日本卸電力取引所が公表する翌日取引を行うための卸電力取引市場における商品（一般社団法人日	なし

			本卸電力取引所の取引規程第 14 条に定める商品をいいます。)の売買取引における価格のうち、北陸エリアに適用されるものをいいます。	
北陸	2023/4/1	4	29. 平均市場価格算定期間 北陸エリアプライスに基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年1月21日から2月20日までの期間、2月21日から3月20日までの期間、3月31日から4月20日までの期間、4月21日から5月20日までの期間、5月21日から6月20日までの期間、6月21日から7月20日までの期間、7月21日から8月20日までの期間、8月21日から9月20日までの期間、9月21日から10月20日までの期間、10月21日から11月20日までの期間、11月21日から12月20日までの期間、12月21日から翌年の1月20日までの期間をいいます。	なし
北陸	2023/4/1	6	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
北陸	2023/4/1	7	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額等調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。 なお、使用条件とは、お客さまが所有する自家発電設備の①定期的な検査補修により、自家発電設備が使用できない場合による使用、または②事故等による不足電力の

			<p>場合による使用、または②事故等による不足電力の補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額</p>	<p>補給に当てる場合の使用のことをいい、①の使用は、次項に基づいて当社に通知した場合のみが該当し、それ以外の使用は②による使用とみなします。</p> <p>電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額</p>
北陸	2023/4/1	10	<p>4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法</p> <p>(1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。</p>	<p>4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法</p> <p>(1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。</p>

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
北陸	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0380$$

$$\beta = 0.0702$$

$$\gamma = 1.2641$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	17 銭 7 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	17 銭 4 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 79,300 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

2. 市場価格調整単価の算定

(1) 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、各平均市場価格算定期間における6時から18時までの北陸エリアプライスの単純平均価格といたします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

(2) 基準市場単価

基準市場単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均市場価格が1円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1キロワット時につき（高圧）	14銭9厘
1キロワット時につき（特別高圧）	14銭5厘

(3) 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

a) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭を下回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 8円00銭) × (2)の基準市場単価

b) 1キロワット時当たりの平均市場価格が32円00銭を上回る場合

市場価格調整単価 = (平均市場価格 - 32円00銭) × (2)の基準市場単価

c) 1キロワット時当たりの平均市場価格が8円00銭以上、32円00銭以下の場合、市場価格調整単価は零といたします。

3. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(3)および2.(3)によって算定された燃料費調整単価および市場価格調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

燃料費等調整額 = 使用電力量 × (燃料費調整単価 + 市場価格調整単価)

4. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格および各平均市場価格算定期間の平均市場価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間および平均市場価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

ただし、計量日が毎月初日のお客様については、以下の各月の計量日はその月の翌月の初日といたします。

平均燃料価格算定期間	平均市場価格算定期間	燃料費等調整適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年5月21日から 6月20日までの期間	その年の6月の料金に係る 計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年6月21日から 7月20日までの期間	その年の7月の料金に係る 計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年7月21日から 8月20日までの期間	その年の8月の料金に係る 計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年8月21日から 9月20日までの期間	その年の9月の料金に係る 計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年9月21日から 10月20日までの期間	その年の10月の料金に係る 計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年10月21日から 11月20日までの期間	その年の11月の料金に係る 計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年11月21日から 12月20日までの期間	その年の12月の料金に係る 計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年12月21日から翌年の 1月20日までの期間	翌年の1月の料金に係る計 量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の1月21日から 2月20日までの期間	翌年の2月の料金に係る計 量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の2月21日から 3月20日までの期間	翌年の3月の料金に係る計 量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の3月21日から 4月20日までの期間	翌年の4月の料金に係る計 量期間等
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期 間	翌年の4月21日から 5月20日までの期間	翌年の5月の料金に係る計 量期間等

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
北陸	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係数	α	0.2303
	β	1.1441
燃料価格	X	21,900円
基準単価 (1キロワット時につ き)	特別高圧	15銭0厘
	高圧	15銭2厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
関西	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (関西電力送配電管内)	電気需給約款 (関西電力管内)
関西	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
関西	2023/4/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である関西電力送配電株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である関西電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。))によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
関西	2023/4/1	3	17. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	17. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
関西	2023/4/1	10	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金を計量日の前日が属する月の末日から15日以内にお客さまに請	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金を計量日の前日が属する月の末日から15日以内にお客さまに請

		<p>求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後 30 日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。</p>	<p>求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後 30 日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。</p>
--	--	--	--

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
関西	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0140$$

$$\beta = 0.3483$$

$$\gamma = 0.7227$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,100 \text{ 円}) \times 2. \text{ の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等

毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

2. 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、以下の通りとします。

1キロワット時につき（高圧）	15 銭 8 厘
1キロワット時につき（特別高圧）	15 銭 6 厘

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

燃料費調整額＝使用電力量×燃料費調整単価

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
関西	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間

毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.0140
	β	0.3483
	γ	0.7227
燃料価格	X	27,100円
基準単価 (1キロワット時につ き)	特別高圧	15銭6厘
	高圧	15銭8厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
中国	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (中国電力ネットワーク管内)	電気需給約款 (中国電力管内)
中国	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
中国	2023/4/1	目次	別紙1 燃料費等調整額	別紙1 燃料費調整額
中国	2023/4/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である中国電力ネットワーク株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である中国電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるもの)に限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
中国	2023/4/1	3	18. 燃料費等調整額 燃料費および市場価格の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。	18. 燃料費調整額 燃料費の変動を電気料金に反映させるための制度に基づいて別紙1に記載の方法により算出された値をいいます。
中国	2023/4/1	3	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
中国	2023/4/1	4	28. 電力市場価格 一般社団法人日本卸電力取引所が公表する翌日取引を行うための卸電力取引市場における商品(一般社団法人日本卸電力取引所の取引規程第14条	なし

			に定める商品をいいます。)の売買取引における価格のうち、中国エリアに適用されるものをいいます。	
中国	2023/4/1	4	29. 平均市場価格算定期間 電力市場価格に基づき平均市場価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から 1 月 31 日までの期間、12 月 1 日から翌年の 2 月 末日までの期間をいいます。	なし
中国	2023/4/1	4	30. 離島平均燃料価格算定期間 貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 末日までの期間をいいます。	なし
中国	2023/4/1	6	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の時間帯ごとの常時供給電力の使用電力量およびその時間帯ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定さ

			により算定される金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	れる金額とします。 電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
中国	2023/4/1	7	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費等調整額から以下の算式により算定される金額とします。	(2) 電力量料金 電力量料金は、その月の使用条件ごとの自家発補給電力の使用電力量およびその条件ごとに定めた電力量料金単価ならびに燃料費調整額から以下の算式により算定される金額とします。
中国	2023/4/1	7	電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費等調整額	電力量料金=使用電力量×電力量料金単価+燃料費調整額
中国	2023/4/1	10	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。）を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の27日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
中国	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額

(1) 燃料費調整額の算定

① 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0406$$

$$\beta = 0.0982$$

$$\gamma = 1.2015$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

② 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 75,400 \text{ 円}) \times (2) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	20 銭 5 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	20 銭 0 厘

2. 市場価格調整額

(1) 市場価格調整単価の算定

① 平均市場価格

1キロワット時当たりの平均市場価格は、電力市場価格に基づき、以下の算式によって算定された値とします。なお、平均市場価格の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

$$\text{平均市場価格} = X \times x + Y \times y$$

X=各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値

Y=各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間における電力市場価格の平均値

$$x = 0.1316$$

$$y = 0.8684$$

なお、各平均市場価格算定期間における電力市場価格の平均値および各平均市場価格算定期間のうち毎日午前8時から午後4時までの時間におけるスポット市場価格の平均値の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 市場価格調整単価

1キロワット時当たりの市場価格調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。なお、市場価格調整単価の単位は、1銭とし、その端数は小数点以下第1位で四捨五入いたします。

$$\text{市場価格調整単価} = (\text{平均市場価格} - 20 \text{円} 81 \text{銭}) \times (2) \text{の調整係数}$$

(2) 調整係数

調整係数は、次の通りとします。

調整係数(高圧)	0.162
調整係数(特別高圧)	0.158

3. 離島ユニバーサルサービス調整燃

(1) 離島ユニバーサルサービス調整の算定

① 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、次の算式によって算定された値とします。なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は10円のくらいで四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

$$\alpha = 1.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格の単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

② 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は、消費税等相当額を含む金額とし、次の算式によって算定された値とします。なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

a 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

b 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、離島平均燃料価格は119,000円とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整単価} = (119,000 \text{円} - 79,300 \text{円}) \times (2) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(2) 離島基準単価

離島基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1キロワット時につき（高圧）	1厘
1キロワット時につき（特別高圧）	1厘

4. 燃料費等調整額

燃料費等調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(1).②、2.(1).②および3.(1).②によって算定された燃料費調整単価、市場価格調整単価および離島ユニバーサルサービス調整単価（以下「燃料費等調整単価」と総称します。）を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費等調整額} = \text{使用電力量} \times (\text{燃料費調整単価} + \text{市場価格調整単価} + \text{離島ユニバーサルサービス調整単価})$$

5. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格、各平均市場価格算定期間の平均市場価格および各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された燃料費等調整単価は、その平均燃料価格算定期間、平均市場価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間に対応する燃料費等調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格 算定期間	平均市場価格 算定期間	離島平均燃料価格 算定期間	燃料費等調整適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に係 る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に係 る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係 る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係 る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係 る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係 る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係 る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係 る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係 る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係 る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期 間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期 間	毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期 間	翌年の4月の料金に係 る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期 間	毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期 間	毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期 間	翌年の5月の料金に係 る計量期間等

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
中国	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
2. 毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.1543
	β	0.1322
	γ	0.9761
燃料価格	X	26,000円
基準単価 (1キロワット時につ き)	特別高圧	22銭7厘
	高圧	23銭4厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
四国	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (四国電力送配電管内)	電気需給約款 (四国電力管内)
四国	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
四国	2023/4/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である四国電力送配電株式会社(以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第1条 適用 1. この電気需給約款(以下「本約款」といいます。)は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である四国電力株式会社(事業の全部の譲渡、合併または会社分割(一般送配電事業の全部を承継させるもの)に限ります。)によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。)の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
四国	2023/4/1	3	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
四国	2023/4/1	10	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日(銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。)を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日(銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。)を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、

		<p>振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。</p>	<p>請求書を受領した日の属する月の 27 日（銀行の休業日の場合は翌営業日とします。）を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。</p>
--	--	--	--

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
四国	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0845$$

$$\beta = 0.0699$$

$$\gamma = 1.1962$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が 1,000 円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1 キロワット時につき（高圧）	15 銭 4 厘
1 キロワット時につき（特別高圧）	15 銭 0 厘

(3) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 80,300 \text{ 円}) \times (2). \text{の基準単価} / 1,000$$

2. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に
1. (3)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

3. 適用期間

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整適用期間
毎年1月1日から3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
四国	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. \text{ の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間

毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

2. 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表に定めるものとします。

3. 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表：燃料費調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	0.2104
	β	0.0541
	γ	1.0588
燃料価格	X	26,000円
基準単価 (1キロワット時につ き)	特別高圧	18銭3厘
	高圧	18銭8厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

エリア	改定日	新旧改定内容		
		該当 頁	新	旧
九州	2023/4/1	表紙	電気需給約款 (高圧・特別高圧) (九州電力送配電管内)	電気需給約款 (九州電力管内)
九州	2023/4/1	表紙	2023年4月1日実施	2020年6月1日実施
九州	2023/4/1	1	第1条 適用 1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である九州電力送配電株式会社（以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。	第1条 適用 1. この電気需給約款（以下「本約款」といいます。）は、当社と電気需給契約書等を締結されたお客さまに対して、一般送配電事業者である九州電力株式会社（事業の全部の譲渡、合併または会社分割（一般送配電事業の全部を承継させるものに限ります。）によって一般送配電事業を承継することについて、電気事業法に基づく認可を受けてこの一般送配電事業を承継した会社を含みます。以下「一般送配電事業者」といいます。）の供給区域内の需要場所に電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。
九州	2023/4/1	3	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。	19. 再生可能エネルギー発電促進賦課金 「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。）第36条第1項に定める賦課金をいい、別紙2に定めるものをいいます。
九州	2023/4/1	10	4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによる支払いの場合、お客さまは請求書受領後30日（銀行の休業日の場合	第10条 電気料金の算定および支払条件 4. 電気料金その他の債務の請求、支払期日および支払方法 (1) 当社はその1月における電気料金をその月の末日から15日以内にお客さまに請求し、振り込みによ

		<p>はその翌営業日とします。)を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日(銀行の休業日の場合は翌営業日とします。)を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。電気料金その他の請求書は、原則として、当社が適切と判断した方法によりお客さまに通知するものといたします。</p>	<p>る支払いの場合、お客さまは請求書受領後 30 日(銀行の休業日の場合はその翌営業日とします。)を支払期日として当社が指定する口座に電気料金を振り込むものとします。なお、振込手数料はお客さまが負担するものとします。また、口座振替による支払いの場合、請求書を受領した日の属する月の 27 日(銀行の休業日の場合は翌営業日とします。)を振替日とします。なお、口座振替の際の振替手数料は当社が負担いたします。</p>
--	--	---	---

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	新
九州	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 0.0053$$

$$\beta = 0.1861$$

$$\gamma = 1.0757$$

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税等相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - 27,400 \text{ 円}) \times 1. (4) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月の料金に係る計量期間等
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月の料金に係る計量期間等

毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月の料金に係る計量期間等
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(4) 基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1キロワット時につき（高圧）	13 銭 0 厘
1キロワット時につき（特別高圧）	12 銭 8 厘

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に1.(2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値1キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100円単位とし、100円未満の端数は、10円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格

B=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各離島平均燃料価格算定期間における1トン当たりの平均石炭価格

$$\alpha = 1.0000$$

$$\beta = 0.0000$$

$$\gamma = 0.0000$$

なお、各離島平均燃料価格算定期間における1キロリットル当たりの平均原油価格、1トン当たりの平均液化天然ガス価格および1トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1円とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1銭とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入します。

(a) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(\text{離島平均燃料価格} - 79,300 \text{円}) \times 2. \text{ (4)の離島基準単価} / 1,000$$

(b) 1キロリットル当たりの離島平均燃料価格が119,000円を上回る場合、離島平均燃料価格は119,000円とします。

離島ユニバーサルサービス調整単価＝

$$(119,000 - 79,300 \text{円}) \times 2. \text{ (4)の離島基準単価} / 1,000$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月の料金に係る計量期間等
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月の料金に係る計量期間等
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月の料金に係る計量期間等
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月の料金に係る計量期間等
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月の料金に係る計量期間等
毎年6月1日から	その年の11月の料金に係る計量期間等

8月31日までの期間	
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月の料金に係る計量期間等
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月の料金に係る計量期間等
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月の料金に係る計量期間等
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月の料金に係る計量期間等
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月の料金に係る計量期間等
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月の料金に係る計量期間等

(4) 離島基準単価

基準単価は、消費税等相当額を含む金額とし、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、次の通りとします。

1キロワット時につき	3厘
------------	----

(5) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の使用電力量に2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整額} = \text{使用電力量} \times \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

エリア	改定日	新旧改定内容	
		該当 頁	旧
九州	2023/4/1	別紙 1	下記に記載の通り。

別紙 1 燃料費等調整額

1. 燃料費調整額の算定

(1) 平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A=各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C=各平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ =別表に定める係数

なお、各平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 燃料費調整単価

燃料費調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、燃料費調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X は別表に定めるものとします。

$$\text{燃料費調整単価} = (\text{平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 1. (4) \text{ の基準単価} / 1,000$$

(3) 燃料費調整単価の適用

各平均燃料価格算定期間の平均燃料価格によって算定された燃料費調整単価は、その平均燃料価格算定期間に対応する燃料費調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	燃料費調整単価適用期間
毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間	その年の 6 月 1 日から 6 月 30 日までの期間
毎年 2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間	その年の 7 月 1 日から 7 月 31 日までの期間
毎年 3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間	その年の 8 月 1 日から 8 月 31 日までの期間

毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 9月30日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(4) 基準単価

基準単価は、平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表1に定めるものとします。

(5) 燃料費調整額

燃料費調整額は、その月の常時供給電力、予備電力および自家発補給電力のそれぞれの使用電力量に

1. (2)によって算定された燃料費調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{燃料費調整額} = \text{使用電力量} \times \text{燃料費調整単価}$$

別表1：燃料費調整単価算出係数等

項目	値	
係数	α	0.0053
	β	0.1861
	γ	1.0757
燃料価格	X	27,400円
基準単価 (1キロワット時につ き)	特別高圧	12銭8厘
	高圧	13銭0厘

※上記基準単価は消費税等相当額を含みます。

2. 離島ユニバーサルサービス調整額の算定

(1) 離島平均燃料価格

原油換算値 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格は、貿易統計の輸入品の数量および価額の値に基づき、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島平均燃料価格は、100 円単位とし、100 円未満の端数は、10 円の位で四捨五入します。

$$\text{離島平均燃料価格} = A \times \alpha + B \times \beta + C \times \gamma$$

A = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格

B = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均液化天然ガス価格

C = 各離島平均燃料価格算定期間における 1 トン当たりの平均石炭価格

α 、 β 、 γ = 別表 2 に定める係数

なお、各離島平均燃料価格算定期間における 1 キロリットル当たりの平均原油価格、1 トン当たりの平均液化天然ガス価格および 1 トン当たりの平均石炭価格の各単位は、1 円とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。

(2) 離島ユニバーサルサービス調整単価

離島ユニバーサルサービス調整単価は消費税相当額を含む金額とし、以下の算式によって算定された値とします。

なお、離島ユニバーサルサービス調整単価の単位は、1 銭とし、その端数は、小数点以下第 1 位で四捨五入します。なお、燃料価格 X および Y は別表 2 に定めるものとします。

(a) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が基準価格 Y 円以下の場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(\text{離島平均燃料価格} - X \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(b) 1 キロリットル当たりの離島平均燃料価格が Y 円を上回る場合

離島ユニバーサルサービス調整単価 =

$$(Y - X \text{ 円}) \times 2. (4) \text{の離島基準単価} / 1,000$$

(3) 離島ユニバーサルサービス調整単価の適用

各離島平均燃料価格算定期間の離島平均燃料価格によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価は、その離島平均燃料価格算定期間に対応する離島ユニバーサルサービス調整適用期間に使用される電気に対し以下の通り適用します。

平均燃料価格算定期間	離島ユニバーサルサービス調整単価適用期間
毎年1月1日から 3月31日までの期間	その年の6月1日から 6月30日までの期間
毎年2月1日から 4月30日までの期間	その年の7月1日から 7月31日までの期間
毎年3月1日から 5月31日までの期間	その年の8月1日から 8月31日までの期間
毎年4月1日から 6月30日までの期間	その年の9月1日から 10月31日までの期間
毎年5月1日から 7月31日までの期間	その年の10月1日から 10月31日までの期間
毎年6月1日から 8月31日までの期間	その年の11月1日から 11月30日までの期間
毎年7月1日から 9月30日までの期間	その年の12月1日から 12月31日までの期間
毎年8月1日から 10月31日までの期間	翌年の1月1日から 1月31日までの期間
毎年9月1日から 11月30日までの期間	翌年の2月1日から 2月末日までの期間
毎年10月1日から 12月31日までの期間	翌年の3月1日から 3月31日までの期間
毎年11月1日から 翌年の1月31日までの期間	翌年の4月1日から 4月30日までの期間
毎年12月1日から 翌年の2月末日までの期間	翌年の5月1日から 5月31日までの期間

(4) 離島基準単価

基準単価は、離島平均燃料価格が1,000円変動した場合の値とし、別表2に定めるものとします。

(5) 離島ユニバーサルサービス調整額

離島ユニバーサルサービス調整額は、その月の使用電力量に2.(2)によって算定された離島ユニバーサルサービス調整単価を適用して以下の算式により算定される金額とします。

$$\text{離島ユニバーサルサービス調整額} = \text{使用電力量} \times \text{離島ユニバーサルサービス調整単価}$$

別表 2 : 離島ユニバーサルサービス調整単価算出係数等

項目		値
係数	α	1.0000
	β	0.0000
	γ	0.0000
燃料価格	X	52,500 円
	Y	78,800 円
離島基準単価 (1 キロワット時につき)		3 厘

※上記離島基準単価は消費税等相当額を含みます。